

防府市職員研修運営協議会設置要綱

平成2年4月1日制定

(目的及び設置)

第1条 職員の研修に関する諸問題について、全庁的に協議、調査を行い、その充実強化を図るとともに、職員研修の効果的かつ効率的な運営を確保するため、防府市職員研修運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、職員の研修について次に掲げる事項を調査、協議し、その実施の推進を図るものとする。

- (1) 職員研修計画の策定に関すること。
- (2) 職員研修の情報収集に関すること。
- (3) その他職員研修の実施及び運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び各部（局）を代表する委員で組織する。

- 2 会長は、職員課長をもって充て、会務を総理する。
- 3 各部（局）を代表する委員の構成は次のとおりとし、各部（局）長は、主任級以上の職員のうちから1人を選任する。

部（局）
総務部 入札検査室、会計課、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局
総合政策部
地域交流部
生活環境部
健康福祉部
産業振興部
土木都市建設部
教育委員会教育部

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された年度の末日までとする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。